令和6年度 第2回江南市国民健康保険運営協議会 会議録

- 日 時 令和7年2月19日(水) 午後2時~午後2時45分
- 場 所 江南市役所 本庁舎3階 第3委員会室
- 出席者 出席委員 10名

被保険者代表 西川 よし子 原 朋子 佐藤 昇 野呂 美鈴

療養取扱機関代表 小坂井 昭二

公益代表 古田 嘉且 今井 敦六 大竹 誠 倉知 江理子

被用者保険等保険者代表 土田 大祐

欠席委員 3名

療養取扱機関代表 渡部 敬俊 内藤 龍雄 近藤 茂樹

傍聴者数 0名

- 議 事 1 議事録署名者の選出
 - 2 諮問
 - ・江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について
 - 3 報告事項
 - ・低所得者に対する軽減措置の拡大について
 - 4 その他

【1.議事録署名者の選出】

【2.諮問】

江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について

会長

それでは、ただいま諮問をいただきました「江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について」を、事務局よりご説明いただきます。

事務局

(資料に基づき説明)

会長

ただいま事務局から説明がありましたけれども、ご質問、ご意見等ございましたら承りたいというふうに思います。

委員

給与の多い方に対する改正内容ですが、対象となる方が全体の 1.5%ほどということでしたので、多くの方に影響するというわけではないようですので、一定程度はお願いできないかと思います。

委員

僕たちみたいな年金生活で暮らしている者にとっては少しの影響でも大変だと感じるけど、高所得者の方には申し訳ないけれど少し負担いただけないだろうかと思います。

委員

今回の改正内容がどういったものか良く分からないのですが。

事務局

国民健康保険税のお金なんですけれども、今回は限度額に関するお話でして、所得税なんかを例にしますと、支払う所得税額は収入金額に応じて納める金額もずっと上がっていったりするものなんですが、国民健康保険税の方は、天井がありまして、収入に応じて保険税額も上がっていくのですが、私の手で示しているこの天井部分のとこまで当たると、ここからはずっと同じ金額になってくるんですね。

今回の改正は、ここの上限のところが少し上に上がっていくっていう形です。なので、ここまでで止まってた人が、天井が上に行っちゃったので、限度額でとまっていた保険税が少し上がっていく感じになるのです。なので、ここの部分の人たちに今よりも少し、ここで止まってましたけれども止まらずにもうちょっと負担していただけませんかっていうのが今回の改

正になります。天井が上がっても、やっぱり新しい天井にぶつかる人はい らっしゃいます。

委員

先ほどのお話と関連した質問ですけど、3ページの収入の部分、45歳の 夫で 38歳の妻は収入がないモデルケースで、限度額に達する給与収入が 900万円ぐらいという資料ですが、45歳でこんなに高収入をもらっている 方はいらっしゃるのですか。

事務局

給与収入ではなかなかそういったイメージは浮かばないと思いますが、 自営業者の方で国保に入っていただいてる方も多いですので、事業の内容 によってですね、自営業者はやっぱり営業収入があって、そこから営業所 得があってというような形になってきますので、事業の内容によってはこ こで示すような高所得に該当する方も見えます。

委員

モデルケースに出てくるような家族構成(夫 45 歳、妻 38 歳、小学生 2 人)のあたりの人って本来は、あまり医療費を、多分そんなに使わなさそうに思うのですが、そう考えると、医療費を使っている僕らの世代が、そのような方たちに負担を多くかけるのは正直申し訳ないなという気もしますが、保険制度というものとしてお願いしたいとも思います。

委員

資料の諮問事項説明書を見ますと、江南市においては平成30年度から法定課税限度額と同額とすることが望ましいという意見でもって、その後、増加してきていると考えますので、今回は法定の課税限度額も上がっているということなので、平成30年度の時の判断からいくと、そのまま法定限度額に準ずるという事がスムーズであって、これをどうのこうのという意見を今言うことの方が難しいのかなと。これでお認めさせていただくという流れなのかなというふうに読みながら聞いていました。

委員

今回、対象となる方が 1.5%ぐらいということなのですが、そのぐらいであれば改正を行わなくてもそこまで変わるのかなという考えもあります。

会長

影響を受ける世帯数というか、割合も先ほども言われていますが 1.5% になると、大半の方がそれほど大きな影響を受けるということではないかなというイメージと、あと、先ほど委員の方から仰っていただいた意見にもありましたように、平成30年度から同額とすることが望ましいよという判断でずっとおこなってきております。そういうところからいくと、金額的な影響を考えると、昨今の物価上昇も考えますと、致し方ないのかなというのが、個人的な感想でございます。

委員

国にあわせて限度額を上げていくという流れで今日までおこなっていますが、これをまた昔のように、その独自で、例えば一般会計から補うということはもう無理ですよね。何て言いますか、内容はともかく、こういう自由度がないようなものの場合は、従うしかしょうがないかという認識ではあります。

事務局

まだ先々にはなるかと思うのですが、一般会計からの繰り入れとか、そういうのを削減しなさいという、県からの指導のお話を、税率改定の時からも引き続きお話をさせていただいてるんですけれど、最終的には、江南市だけじゃなくて、愛知県内の市町村が、全て統一の税率や課税限度額、そういった流れになっていくという話が挙がっています。それに向けて、国の方はいくつかの都道府県に対して進めていきなさいというふうに指導もしておりまして、全国の中でも既に統一が完了している都道府県も2つあります。

委員

愛知県はまだまだですかね。

事務局

愛知県はまだですね。ただ、そういった流れになっていくというところもありますので、こういった課税限度額とかそういったのも、おそらくですが法定限度額と一緒にするっていうところは、流れとしては一緒になっていくのかなと思います。

委員

その話は、県で統一するといいのですが、例えば愛知県はこのくらい、 別の県はこのくらいと決まった場合、県によってすごい差が発生するので すか。 事務局

大きな差があるわけではないですが、差は発生してます。75歳以上の方が入っていただいている後期高齢者医療というのもあるんですけれども、制度が始まった時から県単位でやっています。なので、愛知県の後期高齢者の保険料より、同じ収入の方が岐阜県の方に移ったら金額が変わるということはあります。

委員

愛知県は大きな企業もあるところで、財源も豊かであれば、そういうと こに差が起こることもありそうな気もしますね。かといって愛知県に住む 人が必ずしもみんながみんな高収入であるというわけでもないでしょう が。

事務局

そうですね、なので、都道府県によって所得格差もございます。あと、 意外とあるのが、医療費のかかり方の傾向っていうのも、その都道府県に よって、多少差異があります。かかる医療費に関しては西高東低だった覚 えがあり、西の方の1人当たりにかかる医療費の方が、東の方に比べると 多いっていうような、全国的な資料の分析で見ると、そういった傾向も見 られるところがありましたので、なかなか全国統一っていうわけにはいか ないのかなっていう感じはしています。

委員

まとめようとするわけじゃないんですが、この件について何か意見を言って変わるのであれば、色々考えるところもありますが。

事務局

今回の課税限度額を変えるにあたっては条例の改正が必要です。条例の 改正にはそういったご意見を聴かせていただいて、それに基づいて条例改 正をするっていうのが地方自治としての基本の流れになっております。 まずは現状の説明をさせていただいて、こうした理由で改正していきたい ということを皆さんにご説明をさせていただいた上で、ご意見を聞かせて いただき、今回答申をいただいた上で条例改正するというような形でやら せていただいております。

会長

新しく委員になっていただいた委員さんからもご意見を頂きたいと思いますが。

委員

先ほどの全県統一化っていう流れは、ある程度進んでいきますし、法定に即してというやり方であれば、致し方ないのかなというのが個人的な見解です。先ほど出てきた医療費の関係で、私ども協会けんぽは中小企業のみですけれども、医療費や保険証を扱って運営してますけれども、お話が合ったように多少西高東低の傾向はありまして、九州の方は少し保険料が高いものがありまして、かといって北海道が大きく安いのかというわけではなくて、新潟とか長野の方が、少し保険料が安いというような感じで、全国平均で10%という流れで、愛知は10%の平均を少し下ぐらいに位置していて、岐阜とか三重が少し平均より上ぐらいに位置しています。

私どもも都道府県ごとに医療費削減っていうのを目指してですね、いろいろ健診も含めて予防も含めてやってるという状況ですので、国策というかですね、そういう統一化っていうのはどうしてもあるのかなっていう思いで聞いております。

会長

ありがとうございます。他にご質問等はございませんでしょうか。 それでは、江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について、賛否を とらせていただきますけれども、ご異議ございませんでしょうか。

委員

異議なし

会長

ありがとうございました。それでは、全員異議なしということでございますので、そのように答申をさせていただきます。なお、答申の原案等については私と事務局にご一任いただけますでしょうか。

委員

異議なし

会長

ありがとうございます。それでは、答申につきましては、作成でき次第、 市長に提出をいたしまして、各委員の皆様にも後日写しを事務局の方から 郵送させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【3.報告事項】

低所得者に対する軽減措置の拡大について

会長

続きまして、次第3の報告事項を議題といたします。低所得者に対する 軽減措置の拡大について、事務局から説明をお願いします。

事務局

(資料に基づき説明)

会長

ありがとうございました。低所得者に対する軽減措置の拡大について、 事務局から説明がありましたけれども、ただいまの説明内容についてご質 問、ご意見などがありましたら、どうぞよろしくお願いします。

委員

軽減を受けるにあたって申告は必要でしょうか。。

事務局

収入や所得の申告が必要となりますので、それらが0円であっても、その旨の申告が必要となります。

委員

加入者の方は納税通知書などで税額の確認をした後に、軽減に該当する かどうかを判断して、申請するという流れなんですか。

事務局

収入の申告を確定申告なり、市県民税申告なりで、収入の申告を出していただいていれば、国保の方でその所得に応じた、この2割、5割、7割軽減というのは、賦課をする時に自動的に適用がされています。

委員

通知書が家に届いたときには、もうこれ軽減措置した後のものであると いうことなんですね。

事務局

補足ですが、この申告という点について、例えば所得が全くない方は、 確定申告などは基本的にはする必要がないのですが、ただ、国民健康保険 の軽減の適用を受けるためには、住民税の申告として「収入は0円」とい う申告はしていただかないと適用が出来ないので、その申告だけ必要とな ります。 【4. その他】

会長

他にご質問等も無いようでございますので、最後に4その他について、 事務局から何かございますでしょうか。

事務局

今回、事務局の方からその他の件という形で、ご連絡ご報告させていた だくことはございません。よろしくお願いします。

会長

それでは、皆さんから貴重なご意見をいただきました。それをまとめまして、会議の答申とさせていただきます。以上を持ちまして、江南市国民 健康保険運営協議会を閉会といたします。どうもありがとうございました。

6 江保第 3 3 6 号 令和 7 年 2 月 1 9 日

江南市国民健康保険運営協議会 会 長 古田嘉且 様

江南市長 澤田和延行南江

江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について (諮問)

江南市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき下記の事項について、 貴協議会の意見を求めます。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて



江南市長 澤田和延 様

江南市国民健康保険運営協議会 会 長 古 田 嘉

之会當市

江南市国民健康保険税の課税限度額の改正について(答申)

令和7年2月19日付け6江保第336号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議した結果、2月19日開催の運営協議会にて、下記の結論を得ましたので答申します。

記

江南市国民健康保険税の課税限度額の引き上げについて

国は、近年の社会保障制度改革で、「負担能力に応じた負担」を掲げており、今般、厚生労働省からは、現在合計106万円の課税限度額を令和7年度においては109万円へと3万円引き上げる方針が示されたところである。

課税限度額の引き上げは、高所得層により多くの負担を求めることになるが、相当の 高所得者であっても課税限度額までの負担となっている状況であることから、中間所得 層の負担緩和を図ることを狙いとして、このたびの法定課税限度額の引き上げに準じて、 医療給付費分に係る課税限度額を65万円から66万円に、後期高齢者支援金分に係る 課税限度額を24万円から26万円に引き上げることは、適当であると思われる。